

令和2年4月22日

保護者 様

新潟市立亀田西中学校  
校長 中林 秀樹

### 臨時休校期間中の健康観察について（お願い）

臨時休業期間中の日常生活では、下記に留意して過ごすとともに、毎朝、引き続き、家庭にて検温と健康観察を行い、健康観察票への記入をお願いします。また、発熱等の症状がみられる場合には、学校にご連絡くださるようお願いいたします。

#### 記

#### 1 発熱等の症状がみられる場合の連絡について

- (1) 放課後児童クラブや学校預かりに参加するしないにかかわらず、臨時休業中も下記の症状が見られる場合は、学校へご連絡ください。

##### 【連絡をお願いする主な症状】

- ・37.5度以上の発熱がある場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある場合
- ・上記の症状が改善された場合

- (2) 次のいずれかに該当する方は、以下の相談窓口にご連絡ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く方
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

#### 新潟市「帰国者・接触者相談センター」

電話 025-212-8194 受付時間 午前9時から午後5時（土曜日曜祝日も受付）

※ 基礎疾患などのある人は、上の状態が2日程度続く場合

- (3) 受診の結果、検査を受けることとなった場合は、学校にご連絡ください。

#### 2 児童生徒等の健康観察や家庭での過ごし方について

- (1) 毎朝、引き続き、家庭にて検温と健康観察を行い、健康観察票への記入をお願いします。
- (2) 不要不急の外出は避け、基本的には自宅で過ごすようにしてください。
- (3) 咳エチケットや手洗い等、基本的な感染予防対策を徹底してください。
- (4) お子様の様子を見ていただき、不安な気持ちからいつもと様子が違うなどのご心配がありましたら、学校へご相談ください。

#### 3 放課後児童クラブや学校預かりに参加するとき

毎朝必ず、検温と健康観察を行い、参加時、「健康観察票」をお子さんに持たせてください。なお、37.5℃以上の発熱や風邪の症状（咳、のどの痛み、だるい、息苦しい等）が見られる場合は参加せず、家庭で休養されますようお願いいたします。参加後にこれらの症状が見られた場合は保護者の方にご連絡いたしますので、お迎えをお願いいたします。ご家庭で休養してください。